

警視庁情報セキュリティに関する規程（平成 26 年 5 月 27 日訓令甲第 22 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 警察情報システムの運用（第 6 条－第 11 条）
- 第 3 章 職員の責務（第 12 条・第 13 条）
- 第 4 章 情報セキュリティインシデント発生時の措置（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 教養（第 16 条）
- 第 6 章 監査（第 17 条）
- 第 7 章 補則（第 18 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、警察情報システム及び管理対象情報に関して、基本的な事項を定め、もって情報セキュリティを維持することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）情報セキュリティ 情報について、機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- （2）機密性 情報を利用できる権限を有する者だけが利用できることをいう。
- （3）完全性 情報の処理及び伝送が正確であることをいう。
- （4）可用性 情報を利用できる権限を有する者が必要なときに利用できることをいう。
- （5）警察情報システム 警察庁情報管理システム、警察共通基盤システム、警視庁情報管理システム及び警視庁情報処理システムの総称をいう。
- （6）警察庁情報管理システム 警察庁が設置する情報システム（警察共通基盤システムを除く。）をいう。
- （7）警察共通基盤システム 警察共通基盤及び各業務プログラム等（各警察業務の用に供するために作成されたプログラム並びにそれらが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステムをいう。）並びにこれらと接続する警察庁又は都道府県警察が整備する情報システムをいう。
- （8）警察共通基盤 警察庁が整備する共通プログラム等（複数の業務プログラムが共通して利用する機能を実現するプログラム並びにそれが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステムをいう。）及びそれらが動作する物理サーバ等をいう。
- （9）警視庁情報管理システム 警視庁が設置する情報システムであって、警察庁情報管

理システム又は警察共通基盤システムに接続されているものをいう。

(10) 警視庁情報処理システム 警視庁が設置する情報システムであって、警察庁情報管理システム、警察共通基盤システム及び警視庁情報管理システムのいずれにも接続されていないものをいう。

(11) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって、職員が職務上取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(12) 機器等 電子計算機、通信回線装置、電気通信回線、周辺機器、外部記録媒体、認証機器等をいう。

(13) 外部記録媒体 ＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD規格媒体等電子計算機に接続し情報を入出力する記録媒体をいう。

(14) 整備 警視庁情報管理システム又は警視庁情報処理システムを構築し、変更し、又は廃止することをいう。

（情報セキュリティ委員会の設置）

第3条 警察情報システムに係る情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、警視庁本部（以下「本部」という。）に情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 企画課長

(2) 情報管理課長

(3) 人事第一課長

(4) 交通総務課長

(5) 警備第一課長

(6) 地域総務課長

(7) 公安総務課長

(8) 刑事総務課長

(9) 生活安全総務課長

(10) 第一方面本部長

(11) サイバーセキュリティ対策本部副本部長

(12) 東京都警察情報通信部の課長のうち、東京都警察情報通信部長が指定する者

(13) その他委員長が指名する者

- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長は、必要により委員会を招集する。
- 7 委員会に関する事務は、情報管理課において処理するものとする。

(管理体制)

第4条 本部に情報セキュリティ管理者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 情報セキュリティ管理者は、委員会の方針に基づき、警視庁における情報セキュリティに関する事務を総括するとともに、最高情報セキュリティ管理者（警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年3月31日警察庁訓令第3号）第3条第1項に規定するものをいう。）との連絡及び調整に関する事務を行うものとする。
- 3 本部に情報セキュリティ副管理者を置き、総務部参事官（情報化担当）をもって充てる。
- 4 情報セキュリティ副管理者は、情報セキュリティ管理者を補佐するものとする。
- 5 本部に情報セキュリティ管理補佐官を置き、情報管理課長をもって充てる。
- 6 情報セキュリティ管理補佐官は、情報セキュリティ管理者を補佐するとともに、情報セキュリティに係る事務の調整、機器等の維持管理等に関する必要な措置及び所属長その他の職員に対する指導助言を行うものとする。
- 7 警視庁情報管理システム又は警視庁情報処理システムの整備を担当する所属にシステムセキュリティ責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- 8 システムセキュリティ責任者は、整備を担当する警視庁情報管理システム又は警視庁情報処理システムに係る情報セキュリティの維持に必要な事務を処理するものとする。
- 9 警察情報システムを運用する所属に運用管理者を置き、それぞれ当該所属の長をもって充てる。
- 10 運用管理者は、所属における警察情報システムの運用の責めに任じ、情報セキュリティを維持するため情報管理責任者、情報管理者及び情報管理補助者を指定するものとする。

(情報の分類及び管理)

- 第5条 管理対象情報（以下単に「情報」という。）は、その性質、内容及び利用の態様に応じて機密性、完全性又は可用性の区分ごとに、それぞれ高、中又は低に分類し、その分類に応じた対策に従い、組織的に、かつ、適正に管理しなければならない。
- 2 情報の分類及び管理の基準については、情報セキュリティ管理者が定めるものとする。

第2章 警察情報システムの運用

(機器等の維持管理)

第6条 情報セキュリティ管理者は、警察情報システムを構成する機器等を適正に維持管

理するため、必要な事項を定めなければならない。

(アクセスの制御)

第7条 情報セキュリティ管理者は、警察情報システムへの不正なアクセスを防止するため、アクセスの制御に関して必要な事項を定めなければならない。

(情報の暗号化)

第8条 情報セキュリティ管理者は、情報を適正に保護するため、情報の暗号化に関して必要な事項を定めなければならない。

(警視庁情報管理システム等の整備)

第9条 システムセキュリティ責任者は、警視庁情報管理システム又は警視庁情報処理システムの整備を行おうとする場合は、事前に情報セキュリティ管理補佐官と協議の上、情報セキュリティ管理者の承認を受けなければならない。

(外部回線との接続)

第10条 システムセキュリティ責任者は、警視庁情報処理システムを外部回線に接続させようとする場合又は外部回線に接続している警視庁情報処理システムを変更しようとする場合は、事前に情報セキュリティ管理補佐官と協議の上、情報セキュリティ管理者の承認を受けなければならない。

(外部委託における措置)

第11条 システムセキュリティ責任者は、警視庁情報管理システム又は警視庁情報処理システムの設計、開発、運用等の外部委託に当たっては、受託者に対し、情報セキュリティに関して必要な指導を行わなければならない。

第3章 職員の責務

(職員の責務)

第12条 職員は、情報及び機器等を適正に取り扱うとともに、情報セキュリティの維持に努めなければならない。

(個人所有の機器の業務使用の禁止)

第13条 職員は、情報セキュリティ管理者が認める場合を除き、個人所有の機器を業務で使用してはならない。

第4章 情報セキュリティインシデント発生時の措置

(報告)

第14条 運用管理者は、情報セキュリティの維持を困難とする事案（以下「情報セキュリティインシデント」という。）を認知した場合は、情報セキュリティ管理者（情報セキュリティ管理補佐官経由）に速報しなければならない。

(警視庁 CSIRT の設置)

第15条 情報セキュリティインシデントに迅速かつ的確に対処するため、本部に警視庁 CSIRT を置き、その長には、情報セキュリティ管理補佐官をもって充てる。

2 警視庁 CSIRT の長は、情報セキュリティインシデントを認知した場合は、原因調査、被害の拡大防止、証拠保全その他必要な措置を講ずるものとする。

3 運用管理者は、前項の措置に協力しなければならない。

4 警視庁 CSIRT の事務は、情報管理課において処理するものとする。

5 警視庁 CSIRT の運用に係る事項については、情報セキュリティ管理者が定める。

第5章 教養

(教養)

第16条 情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ副管理者、情報セキュリティ管理補佐官、システムセキュリティ責任者及び運用管理者は、情報セキュリティに関する必要な教養を行うものとする。

第6章 監査

(監査)

第17条 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティに関し、監査を行うものとする。

第7章 補則

(委任)

第18条 この規程の実施について必要な細部事項は、情報セキュリティ管理者が定める。